

協議第 2 号

協議項目の調整に関する基本方針について

幕別町・更別村・忠類村（以下「3町村」という。）は、事業計画に掲載されている「基本的事項の方向性について」のうち、「新町のまちづくりの将来像」を除く合併に関する協議項目について、合併に向けた課題・問題点の洗い出し・整理を行うとともに、これらの項目の方向性を決定するため、次のとおり協議項目の調整方針を定めるものとする。

1 目的

住民生活に深く関わりのある協議項目について、その及ぼす影響などを含め検討し、仮に合併するとした場合、速やかに新町に移行できるよう、あらかじめ調整することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) 住民生活に大きく影響するものについては、可能な限り数値を用いるなど具体的に提示する。
- (2) 住民が等しく行政サービスを享受できるよう調整する。
- (3) 調整にあたっては、「現行どおり」「一元化」「廃止」など明確に区分するよう努める。

3 調整の原則

新町の行政制度やサービスは、これまでの3町村のまちづくりの歩みを尊重しつつ、3町村の融合・一体化の促進や新たなまちづくりへの結びつきに配慮することが重要である。

また、行政制度やサービスを調整する場合には、「サービスは高く、負担は低く」することが望まれるが、高サービス低負担による財政負担増が合併による経費削減効果よりも大きくなるよう留意する必要がある。

このため、次の3つの観点を総合的に勘案し、新町における行政制度やサービスを調整することとする。

(1) 公平性の確保

負担公平の原則に立ち、行政格差が生じたり、住民に不公平感を与えないこと

合併した場合には、行政サービスや負担が公平に行われる必要があり、また、そうすることが、3町村の融合・一体化の促進にも繋がることになる。

このため、各種使用料・手数料や各種税金など住民が直接負担するものについては、その料金や税金について、「負担公平の原則」に立ち、行政格差が生じたり、住民に不公平感を与えないよう十分配慮することとする。

また、3町村間に格差がある場合で、止むを得ず現行制度を継続する場合であっても、一元化されるまでの期間は、税の不均一課税が認められている期間である5年間を限度とすることが重要である。

(2) 健全な財政運営

現実的かつ実行性があり、財政運営に大きな影響を与えないこと

厳しい財政状況の中で、多様化・高度化する行政需要に対応し、新町の将来を展望した都市基盤の重点的な整備や地域振興のための新たな投資を進めるためには、徹底した行財政改革を推進し、より効率的な行財政運営に努め、将来的に安定した財政基盤を確立することが重要である。

このため、これからの自治体のあり方も視野に入れ、現実的かつ実行性があること、最少の経費で最大の効果を上げることに配慮し、現在行われているサービスであっても、新町に拡大して実施した場合や段階的に実施した場合の財政に与える影響を考慮することとする。

(3) 受益と負担の適正化

行政サービスの基本原則となる受益と負担の関係に合致していること

合併により人口規模、面積規模が拡大することになるが、新町の自治体運営にあたっては、その規模に見合った行政サービスを進める必要がある。この場合、受益と負担のルールに従い、行政サービスによる受益に応じ、適正な負担を定めることに留意することが重要である。

このため、類似町の状況も考慮しつつ、受益者負担を原則とするサービスについては、制度の基本ルールを踏まえ、収支の均衡を考慮した制度のあり方を検討することが重要である。

〔参考〕 調整方針の分類イメージ

